

資料 3

精神保健判定医、精神保健参与員關係

(1) 精神保健判定医、精神保健参与員の 推薦状況

精神保健判定医・精神保健参与員候補者の推薦状況

[判定医]

1	北海道	北海道	推薦必要数		候補者の推薦状況	
			推薦数	ブロック	推薦数	ブロック
2	東北	青森県	5	5	34	34
3		岩手県	5	5		
4		宮城県	5	6		
5		秋田県	5	6		
6		山形県	5	6		
7		福島県	5	6		
8	関東 信越	茨城県	6	6		
9		栃木県	5	6	139	139
10		群馬県	5	7		
11		埼玉県	13	13		
12		千葉県	11	18		
13		東京都	22	50		
14		神奈川県	16	22		
15		新潟県	5	6		
16		山梨県	5	5		
17		長野県	5	6		
18	東海 北陸	富山県	5	5	55	55
19		石川県	5	5		
20		岐阜県	5	5		
21		静岡県	7	17		
22		愛知県	13	18		
23		三重県	5	5		
24	近畿	福井県	5	5	35	35
25		滋賀県	5	5		
26		京都府	5	4		
27		大阪府	16	0		
28		兵庫県	11	10		
29		奈良県	5	6		
30		和歌山県	5	5		
31	中国 四国	鳥取県	5	5	28	28
32		島根県	5	5		
33		岡山県	5	5		
34		広島県	6	7		
35		山口県	5	6		
36	四国	徳島県	5	5	20	20
37		香川県	5	5		
38		愛媛県	5	5		
39		高知県	5	5		
40	九州	福岡県	10	11	62	62
41		佐賀県	5	6		
42		長崎県	5	5		
43		熊本県	5	6		
44		大分県	5	8		
45		宮崎県	5	8		
46		鹿児島県	5	11		
47		沖縄県	5	7		
合 計		326	394	394		

[参与員候補者]

1	北海道	北海道	推薦必要数		候補者の推薦状況	
			推薦数	ブロック	推薦数	ブロック
2	東北	青森県	5	5	30	30
3		岩手県	5	5		
4		宮城県	5	5		
5		秋田県	5	5		
6		山形県	5	5		
7		福島県	5	5		
8	関東 信越	茨城県	6	6		
9		栃木県	5	5		
10		群馬県	5	5		
11		埼玉県	13	24		
12		千葉県	11	14		
13		東京都	22	68		
14		神奈川県	16	16		
15		新潟県	5	6		
16		山梨県	5	5		
17		長野県	5	6		
18	東海 北陸	富山県	5	5	52	52
19		石川県	5	5		
20		岐阜県	5	5		
21		静岡県	7	19		
22		愛知県	13	13		
23		三重県	5	5		
24	近畿	福井県	5	5	52	52
25		滋賀県	5	5		
26		京都府	5	2		
27		大阪府	16	17		
28		兵庫県	11	13		
29		奈良県	5	5		
30		和歌山県	5	5		
31	中国 四国	鳥取県	5	5	28	28
32		島根県	5	5		
33		岡山県	5	5		
34		広島県	6	8		
35		山口県	5	5		
36	四国	徳島県	5	5	20	20
37		香川県	5	5		
38		愛媛県	5	5		
39		高知県	5	5		
40	九州	福岡県	10	10	54	54
41		佐賀県	5	6		
42		長崎県	5	5		
43		熊本県	5	5		
44		大分県	5	5		
45		宮崎県	5	5		
46		鹿児島県	5	13		
47		沖縄県	5	5		
合 計			326	412	412	

京都府、大阪府、兵庫県については、現在、手続中(推薦は調整済み)である。

(2) 今後のスケジュールについて

精神保健判定医名簿・精神保健参与員候補者名簿 作成スケジュール

今回の名簿作成作業

同意書取りまとめ(厚生局)
名簿の作成(厚生局)
最高裁等へ名簿の送付(厚労省)

名簿に基づく審判員、参与員の選任(裁判所)

平成16年

10月
11月
12月

【選任期間】1年間

この期間内に個別事件ごとに精神保健審判員、精神保健参与員として任命される。

平成17年

1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月

16年作成名簿に登載された方への継続の意思確認、同意書の取りまとめ、欠員の把握(厚生局)

都道府県へ候補者の推薦依頼(厚生局)
都道府県へ候補者の措置診察の実績確認依頼(厚生局)

厚生局へ措置診察実績を回答(都道府県)

厚生局へ候補者を推薦(都道府県)

判定医・参与員等養成研修の実施(厚労省)

研修の修了確認、名簿の作成(厚生局)
最高裁等へ名簿の送付(厚労省)

名簿に基づく審判員、参与員の選任(裁判所)

平成18年

1月
2月

【選任期間】1年間

この期間内に個別事件ごとに精神保健審判員、精神保健参与員として任命される。